放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　協会等	第三章　［同上］
［第一節～第五節　略］	［第一節～第五節　同上］
第六節　雑則（第五十五条の二―第五十九条）	第六節　雑則（第五十六条―第五十九条）
［第四章～第九章　略］	［第四章～第九章　同上］
附則	附則
（実施基準の記載事項）	（実施基準の記載事項）
第十二条の二　法第二十条第九項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第十二条の二**　［同上］
一　法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項	一　法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下この条において単に「業務」という。）に関する苦情その他の意見の処理に関する事項
二　インターネット活用業務の経理に関する次の事項	二　区分経理の方法その他の経理に関する事項
イ　第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法	
ロ　インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法	
ハ　区分経理の実施の適正を確保するための措置	
ニ　その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項	
［削る］	三　業務の実施計画の作成及び公表に関する事項
三　法第二十条第十三項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項	四　業務の実施計画の実施状況に関する資料の作成及び公表に関する事項
四　前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第十七項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項	五　法第二十条第十三項の規定に基づく業務の実施の状況の評価及び当該業務の改善に関する事項
五　その他インターネット活用業務に関し必要な事項	六　その他業務に関し必要な事項
（実施基準の認可申請）	［新設］
第十二条の三　法第二十条第九項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。	
一　定め又は変更しようとする実施基準及びその概要	
二　定め又は変更しようとする理由	
三　実施しようとする期日	
2　前項の申請書には、インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。	
（実施計画の記載事項等）	
第十二条の四　法第二十条第十三項の実施計画には、同条第九項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。	
一　インターネット活用業務の種類	
二　インターネット活用業務の内容	［新設］